

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2017年12月19日

内閣総理大臣 安倍晋三さま
法務大臣 上川陽子さま

死刑執行に憤りをもって強く抗議します

2017年12月19日、東京拘置所において関光彦さん、松井喜代司さんに死刑が執行されたことに対し、ここに強く抗議いたします。

死刑制度は「残忍な刑罰」を禁じた日本国憲法第36条や、「何人も拷問また残虐な、非人道的もしくは屈辱的な取り扱いもしくは刑罰を受けることはない」と定めた世界人権宣言(第5条)の精神に反するものであり、また、死刑制度廃止へと向かう国際社会の潮流にも逆行するものです。

刑罰として生命までも奪う権利は国家にも、だれにも与えられていません。しかしながら現実には、法務大臣がきわめて事務的・機械的に署名捺印し、死刑が施行されるという暴挙が行われています。死刑の執行はまさに国家による殺人です。

この度執行された二人は再審請求中であり、更に、関光彦さんは犯行時19歳の少年でした。国際規約(自由権規約)では、公正な裁判を受ける権利として、十分な時間及び便益が与えられることを定めています。日本政府は自由権規約を批准した国として、裁判所による公正な審理が尽くされることを保障しなければなりません。

今回の死刑執行においては、こうした公正な裁判を受ける権利を保障するという観点が出ており、人権を軽視する現政権の姿勢の表れであると言えます。

わたしたちは現在、死刑の判決後キリスト教の信仰を受け入れ受洗した死刑囚と共に信仰生活を送っています。また、これまでに、自分の犯した罪に真摯に向き合い「生きて罪を償いたい」と贖罪の日々を送っていた同信の友を死刑の執行によって奪われました。わたしたちの死刑制度廃止を求める願いには切なるものがあります。

わたしたちは、神より与えられたすべての人の生命と尊厳、そして人権を守るキリスト者の信仰に立って、一日も早い死刑制度廃止を強く求めます。

上川法務大臣には、是非とも数多くの死刑制度廃止を訴えるわたしたち国民の声に耳を傾け、内閣及び国会の場において、死刑制度廃止に向け努力されると共に、その法改正がなされるまで、決して死刑の施行をしないように強く要請いたします。

日本聖公会正義と平和委員会

委員長 主教 上原榮正